

第 96 類

雜 品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 化粧用鉛筆（第 33 類参照）
 - (b) 第 66 類の物品（例えば、傘又はつえの部分品）
 - (c) 身辺用模造細貨類（第 71.17 項参照）
 - (d) 第 15 部の注 2 の卑金属製のはん用性の部分品（第 15 部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第 39 類参照）
 - (e) 第 82 類の刃物その他の物品で彫刻用、細工用又は成形用の材料から製造した柄その他の部分品を有するもの。ただし、第 96.01 項及び第 96.02 項には、これらの刃物その他の物品の柄その他の部分品で単独で提示するものを含む。
 - (f) 第 90 類の物品（例えば、眼鏡のフレーム（第 90.03 項参照）、製図用からす口（第 90.17 項参照）及び医療用又は獣医用の特殊ブラシ（第 90.18 項参照））
 - (g) 第 91 類の物品（例えば、時計のケース）
 - (h) 楽器並びにその部分品及び附属品（第 92 類参照）
 - (ij) 第 93 類の物品（武器及びその部分品）
 - (k) 第 94 類の物品（例えば、家具及び照明器具）
 - (l) 第 95 類の物品（がん具、遊戯用具及び運動用具）
 - (m) 美術品、収集品及びこつとう（第 97 類参照）
- 2 第 96.02 項において「植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料」とは、次の物品をいう。
 - (a) 彫刻用又は細工用に供する種類の種、殻、ナットその他これらに類する植物性材料（例えば、コロゾ及びドームナット）
 - (b) こはく及び海泡石（凝結させたものを含む。）並びに黒玉及び鉱物性の黒玉代用品
- 3 第 96.03 項においてほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品は、獣毛、植物性纖維その他の材料を結束し又は房状にしたもので、小分けすることなく取り付けてほうき又はブラシとするもの及びほうき又はブラシに取り付けるために先端のトリミングその他のさ細な加工のみを必要とするものに限る。
- 4 この類の物品（第 96.01 項から第 96.06 項まで又は第 96.15 項の物品を除く。）には、全部又は一部に貴金属若しくは貴金属を張った金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用した物品を含む。第 96.01 項から第 96.06 項まで及び第 96.15 項には、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属をさ細な部分にのみ使用した物品を含む。

総 説

この類には、彫刻用、細工用又は成形用の材料及びこれらの材料の製品、ある種のほうき、ブラシ及びふるい、ある種の小間物類、ある種の筆記用具及び事務用品、ある種の喫煙用具、ある

種の化粧用具、ある種の吸収性を有する衛生用品（生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。））並びにその他の各種の製品でこの表の他の項に属しないものを含む。

96.07 項から 96.14 項まで及び 96.16 項から 96.18 項までに記載された物品には、全部又は一部に天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属を使用して作ったものを含む。これに対して、96.01 項から 96.06 項まで及び 96.15 項に記載された物品は、真珠等の材料がさ細な構成要素となっているもののみに限られる。

96.01 アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）

9601.10—アイボリー（加工したものに限る。）及びその製品

9601.90—その他のもの

この項には、動物性材料を加工したもの（96.02 項に属するものを除く。）を含む。これらの材料は、主として彫刻し、細工し又は切断することにより加工される。また、多くのものは、成形することもある。

この項において「加工したもの」とは、当該原材料に関する項において認められた簡単な調製を超える工程を経たものをいう（05.05 項から 05.08 項までの解説参照）。従って、この項には、アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻等でシート、板、棒等の形状のもの、特定の形状（正方形及び長方形を含む。）に切ったもの、磨いたもの及び研磨、穴あけ、フライス削り、旋削等のその他の加工をしたものと含む。ただし、物品の部分品と認められるもののうち、当該部分品がこの表の他の項に属する物品である場合には、この項には属しない。従って、ピアノ鍵（けん）に使用する板状のもの及び火器の床尾に插入する板状のものは、それぞれ 92.09 項及び 93.05 項に属する。ただし、加工した材料ではあるが、製品の部分品と認められないものはこの項に属する（例えば、象眼用等に使用し又はピアノの鍵の製造にその後使用する単なる円盤、板又はストリップ）。

加工してあるか又は製品の形状になっている場合に限り、この項には、次の物品を含む。

- (I) アイボリー：この表において象、かば、せいうち、いつかく又はいのししのきば、さい角及びすべての動物の歯は、アイボリーとする（5類の注3参照）。
- (II) 骨：多くの動物の体の硬質部であり、専ら切断することによって加工する。
- (III) かめの甲：専ら海がめから得られる。かめの甲は黄色、褐色又は黒色であり、大きな弾性を有する。加熱時には高い延性を示し、冷却した時はそれに与えられた形を保つ。
- (IV) 角及び枝角：反すう動物のひたいから得られる（ホーンコアは彫刻用、細工用又は成形用の材料としては使用せず、専らゼラチンの製造に使用する。）。
- (V) 天然さんご（すなわち、海棲（せい）ポリップの石灰質の骨）及び凝結さんご

(VI) 真珠光沢を有する貝殻：内層が輝く玉虫色の真珠光沢を有するある種の貝殻でその表面は波形の起伏があるように見えるが、実際には全く滑らかである。

(VII) ひづめ、つめ、かぎつめ及びくちばし

(VIII) 骨及び海棲（せい）哺（ほ）乳動物から得られるこれに類する材料

(IX) 羽軸

(X) 甲殻類又は軟体動物の殻

この項には、次の物品を含む。

(A) 動物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品

この項に記載した彫刻用又は細工用の材料は、洗浄し、削り取り、不要部分を除去するために単にのこ引きし、切断し（引き続き粗削りすることもある。）、更に時には漂白し、平らにし、縁どりし又はひき割りする工程を超える工程を経たものに限り、この項に属する。

従って、かめの甲で甲片を直にし又は甲片の表面を平らにする（未加工のかめの甲は、通常、一様でない厚さ及び曲った表面を有するシート状で提示するので、この後者の方法は例外的である。）加工を超える工程を経ていないものは除外される（05.07 項の解説（B）参照）。また、同様に、この項には、外殻を除去しただけのさんごを含まない（05.08）。成形品は、かめの甲の甲片、板又はかめのつめから作るか又はこの項の彫刻用又は細工用の材料の粉若しくはくずから得た再生材料から作り、形状のいかんを問わず、この項に属する。

かめの甲の特性の一つは、特殊な接着剤を使用することなしに加熱により互いに接着することができることであり、この特性を利用して、薄い甲片を層状に接着させることによって比較的厚い板を作ったり、製品を作ったりすることができる。角の特性は、加熱により軟化して、平らにし又はペーストに類した軟らかさにすることができる。従って、かめの甲と同じ方法で成形することにより加工することができる。

磨いた又は磨いてない円盤でボタンのブランクの特性を有しないもの（96.06 項の解説参照）及びエルサレム真珠（すなわち、不整形の真珠貝の種玉で、単に穴あけしてあるが、磨き、格付けし又は更に加工してないもの）はたとえ、一時的に糸を通してあってもこの項に属する。

(B) この項の動物性の彫刻用又は細工用の材料の製品

このグループには、次の物品を含む。

- (1) シガーケース、シガレットケース、かぎたばこ入れ、おしろい入れ、バックル、留金及び口紅入れ
- (2) ブラシ用の柄又は取付具で単独で提示するもの
- (3) 各種の箱、口中剤入れ、携帶用時計の保護カバー
- (4) 82 類の工具、ナイフ、フォーク、かみそり等の柄で単独で提示するもの
- (5) ペーパーナイフ、レターオープナー及びしおり
- (6) 絵画等の額縁
- (7) 本の表装
- (8) 宗教用品
- (9) かぎ針及びメリヤス針

- (10) 小型の装飾品（例えば、小間物、彫刻品又は細工品で 97.03 項のものを除く。）
- (11) くつべら
- (12) ナイフ置き、小型スプーン、ナプキン用リング等の食卓用具
- (13) 角及び枝角を取り付けた装飾品（トロフィー等）
- (14) カメオ及びインタリオ（身辺用細貨類を構成しているものを除く。）

この項には、特殊な貝殻から作った製品及び羽軸から作った製品（例えば、シガーユ用の特殊なチップ及びつま楊枝）を含む。ただし、この項には、単に特定の長さに切っただけで更に加工していない羽軸（05.05）及び釣り用浮きとして調製した羽軸（95.07）を含まない。

動物性の彫刻用又は細工用の材料を上張りし又は象眼した製品は、完成品の主たる特性が上張りし又は象眼したものにある場合に限り、この項に属する。このことは、例えば、アイボリー、骨、かめの甲又は角を上張りし又は象眼した木製の箱、手箱等の場合においても同様である。

この項には、また、次の物品を含まない。

- (a) 66 類の物品（例えば、傘、日よけ、つえ等の部分品（例えば、軸及び先端部））
- (b) 枠付きのガラス鏡（70.09）
- (c) 動物性の彫刻用又は細工用の材料の製品で、一部が、貴金属若しくは貴金属を張った金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石から成るもの（71 類）。ただし、これらの製品は、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属をさ細な部分にのみ使用した場合にはこの項に属する（例えば、モノグラム、頭文字、はめ輪、縁金等）。
- (d) 身辺用模造細貨類（71.17）
- (e) 82 類の刃物その他の物品で彫刻用、細工用又は成形用の材料から製造した柄その他の部分品を有するもの。ただし、当該柄その他の部分品は単独で提示する場合には、この項に属する。
- (f) 90 類の物品（例えば、眼鏡、鼻眼鏡、長柄眼鏡、保護用眼鏡その他これらに類する物品のフレーム、マウント及びこれらの部分品並びに双眼鏡）
- (g) 91 類の物品（例えば、時計のケース）。ただし、携帶用時計の保護カバーはこの項に属する。
- (h) 92 類の物品（例えば、楽器及びその部分品（狩猟用の角笛、ピアノ又はアコーディオンの鍵（けん）、糸巻及びブリッジ等））
- (ij) 93 類の物品（例えば、武器の部分品）
- (k) 94 類の物品（例えば、家具及び照明器具）
- (l) 95 類の物品（がん具、遊戯用具及び運動用具）
- (m) 96.03 項の物品（例えば、ほうき及びブラシ）及び 96.04 項の物品。ただし、ブラシ用の柄及び取付具は、単独で提示する場合にはこの項に属する。
- (n) 96.05 項、96.06 項、96.08 項、96.11 項又は 96.13 項から 96.16 項までの物品（例えば、ボタン、ボタンのブランク、万年筆、ペン軸等、喫煙用パイプ並びにパイプボール、パイプ

の軸及びそれらの他の部分品並びにシガーホルダー、シガレットホルダー及びそれらの部分品並びにくし)

(o) 97類の物品（例えは、彫刻、塑像、鑄像その他これらに類する物品及び動物学上の標本）

96.02 植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第35.03項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品

「加工したもの」という用語の定義については、96.01項の解説の第2段落をこの項において準用する（例えは、14.04、15.21、25.30、27.14、34.04、34.07、35.03項の解説参照）。

(I) 植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）
及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）

(A) 植物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）

このグループには、この類の注2(a)に記載した種類の植物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品を含む。これらの材料には、コロゾ（“vegetable ivory”として知られている。）、ドームパーム（dom palm）のナットその他これに類するやし（Tahiti、Palmyra等）のナット、ココナッツの殻、Indian shotと呼ばれるあしの変種（Cannainduca（ダンダク科））の種、Abrus precatorius（マメ科）（又は bead tree）の種、なつめの核、オリーブの核、ピアサバやしの種及びローカストビーンを含む。

この項には、また、植物性の彫刻用又は細工用の材料の粉を成形することによって得た製品も含む。

(B) 鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）

このグループには、この類の注2(b)に記載した種類の鉱物性の彫刻用又は細工用の材料を含む。

この項には、25.30項に属する次の物品を含まない。

(i) 海泡石又はこはくの粗い塊

(ii) 天然の海泡石又はこはくのくずから凝結又は成形により得た海泡石又はこはく（板、棒その他これらに類する形状のもので、成形後に加工してないものに限る。）

(C) 植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料の製品

後記の除外例を除くほか、このグループには、次のような植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料の製品を含む。

(i) 小型装飾品（例えは、小像）

(ii) 小型製品（箱及び小箱）

(iii) ディスク（磨いてあるかないかを問わないものとし、ボタンのブランクを除く。96.06

項の解説参照)

(II) 成形品、彫刻品及び細工品 (ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン
又はモデリングペーストから製造したものに限る。)、
他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品
並びに硬化させてないゼラチン (加工したものに限る。)
及び硬化させてないゼラチンの製品

このグループには、各種材料の成形品、彫刻品及び細工品で、この表の他の項に該当するもの (例えば、39類のプラスチック製品及び40類のエボナイト製品) 以外のものを含む。また硬化させてないゼラチン (加工したものに限る。) 及び硬化させてないゼラチンの製品を含む (35.03項又は49類の物品を除く。)。

これらの材料において「成形品」とは、使用目的に適した形に成形したものをいう。他方、塊、立方体、板、棒等の形状に成形した材料 (成形の際に押印してあるかないかを問わない。) を含まない。

下記に掲げる除外例を除くほか、このグループには、次の物品を含む。

- (1) ろうの成形品、彫刻品及び細工品
 - (i) 人造のみつばちの巣
 - (ii) 電気めっきの成形用の型
 - (iii) 模造の花、葉及び果実で、一体として成形したもの又は67.02項に属する物品を作る方法 (例えば、結束、接着その他これらに類する方法) 以外の方法により組み立てたもの
 - (iv) 胸像、頭像、像及び小像 (マネキン人形として使用する種類のもの (96.18項の解説参照) 及び彫刻、塑像及び鋳像 (97.03項参照) を除く。)
 - (v) ろう製の真珠
 - (vi) ろうをもととした調製品から製造したT字型管で、ある種の外科手術において使用するもの
 - (vii) ショーウインドー装飾用のろう製の菓子、チョコレートの棒その他の模造製品
 - (viii) 綿製の支持物の付いたろう製の耳栓
 - (ix) 木製鋳型の間隙を充てんするために使用するろう製のストリップで紡織用纖維材料で包んだもの
- (2) パラフィンろう製の成形品、彫刻品及び細工品 (特にふつ化水素酸用の容器)
- (3) ステアリン製の成形品、彫刻品及び細工品
- (4) ロジン製の成形品、彫刻品及び細工品 (例えば、バイオリンの弓用のロジン)
- (5) コーパル製の成形品、彫刻品及び細工品 (通常、こはく製品の模造品である。)
- (6) モデリングワックスの成形品、彫刻品及び細工品 (例えば、一体として成形した花及び植物、肖像、小像その他これらに類する装飾品)
- (7) 穀粉又はでん粉をもととし、ガムで凝結し、塗装して作った成形品、彫刻品及び加工品 (一体として成形した模造の花及び果実並びに小像等)

(8) 正方形及び長方形以外の形に切った硬化させてないゼラチンのシート。長方形（正方形を含む。）に切ったシートは表面加工をしてあるかないかを問わず 35.03 項又は 49 類（例えば、ポストカード）に属する（35.03 項の解説参照）。硬化させてないゼラチンの製品には、例えば、次の物品を含む。

- (i) ビリヤードのキューの先端用の小型円盤
- (ii) 医薬品用又は機械式ライターの燃料用のカプセル

*

* *

植物性又は鉱物性の彫刻用、細工用又は成形用の材料を上張りし又は象眼した製品は、完成品の主たる特性が上張りし又は象眼したものにある場合に限り、この項に属する。このことは、この項に記載した材料を上張りし又は象眼した木製の箱、手箱等の場合においても同様である。

*

* *

96.01 項から除外される物品についての 96.01 項の解説の規定は、この項においても適用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 封ろう（瓶の封印用のろうを含む。）（32.14 又は 34.04）
- (b) パラフィンその他のろう、ステアリン等で作ったろうそく及びこれに類する物品（34.06）
- (c) モデリングペースト（児童用のものを含む。）、歯科用のワックス及び印象材（セットにし、小売用の包装にし又は板状、馬蹄（てい）状、棒状その他これらに類する形状にしたものに限る。）（34.07）
- (d) ゼラチンをもととした複写用ペースト（38.23）
- (e) 泥炭製の成形品（68.15）
- (f) 実物説明用の模型（90.23）

96.03 ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクリービー（ローラースクリービーを除く。）

9603.10—ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を結束したものに限るものとし、柄を有するか有しないかを問わない。）

—歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、つめ用ブラシ、まつげ用ブラシその他化粧用ブラシ（器具の部分品を構成するブラシを含むものとし、身体に直接使用するものに限る。）

9603.21—歯ブラシ（義歯用ブラシを含む。）

9603.29—その他のもの

9603.30—美術用又は筆記用の筆その他これに類するブラシで化粧用のもの

9603.40—塗装用、ワニス用その他これらに類する用途に供するブラシ（第9603.30号のブラシを除く。）、ペイントパッド及びペイントローラー

9603.50—その他のブラシ（機械類又は車両の部分品を構成するものに限る。）

9603.90—その他のもの

(A) ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を結束したものに限るものとし、柄を有するか有しないかを問わない。）

これらは主として地面（街路、構内、厩舎等）又は床（例えば、車両の床）の清掃用に使用する粗製の製品（柄を有するか有しないかを問わない。）である。これらは通常植物性材料（小枝、わら等）を粗く束ねて一束にしたものか又はしんを構成する太いわら若しくはあしの一以上の束に細く長いわらを紡織用纖維の糸で縛り付けたものである。この紡織用纖維の糸は同時に装飾的要素を構成することがある。使用するために、これらの製品には一般に柄を取り付ける。

このグループには、同じ方法で作ってあるが、より軽い材料で作ったはえ払いも含む。これらのほうき及びブラシは一般に、かばのき、はしばみ、西洋ひいらぎ、ヒース若しくはえにしだの小枝、ソルガム、ミレット、つばき等、わら若しくはアロエ、ココ（コイヤ）、やし（特にピアッサバ）等の纖維又はそばの茎から製造される。

(B) その他のほうき及びブラシ

このグループには、材料及び形状がかなり異なる各種の製品で、化粧用、家庭清掃用、ペイント、接着剤若しくは液状物の塗装用又はある種の工業用（洗浄用、研磨用等）に使用するものを含む。

一般にこのグループのほうき及びブラシは、ほうき及びブラシの柄又は背部に柔軟性又は弾力性のある纖維又はフィラメントを小さく結束し又は房状にしたものを取り付けたものか又はペイントブラシのように短い柄の末端に毛又は纖維の房を堅ろうに固着させたもの（金具その他の留具を使用してあるかないかを問わない。）である。

このグループには、ゴム又はプラスチックを使用して一体として成形したほうき及びブラシを含む。

非常に広範囲の原材料を上記製品の製造に使用する。房等に使用する材料には、次のような物品がある。

(A) 動物性のもの：豚又はいのししの剛毛、馬、牛、やぎ、あなぐま、てん、スカンク、りす、けながいたち等の毛、角の纖維及び羽軸

(B) 植物性のもの：カウチグラスの根、メキシカンファイバー（又はTampico）、ココ（コイヤ）又はピアッサバの纖維、エスペルトグラス、ソルガムの穂又は竹の割材

(C) 人造纖維フィラメント製のもの（例えば、ナイロン及びビスコースレーション）

(D) 線（鋼、黄銅、青銅等）又はその他の各種の材料製のもの（例えば、綿又は羊毛の糸又は綱及びグラスファイバー）

取付台として使用する材料には次の物品を含む。すなわち、木材、プラスチック、骨、角、アイボリー、かめの甲、エボナイト、ある種の金属（鋼、アルミニウム、黄銅等）である。

ある種のブラシ類（例えば、機械用の回転ブラシ及び特殊な掃除機用のブラシ）には、革、板紙、フェルト及び織物も使用する。羽軸はある種の塗装ブラシ用の取付台として使用する。

天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属をさ細な部分（例えば、モノグラム及び縁金）にのみ使用したブラシもこのグループに属する。

この項には、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属をさ細とは認められない程度に使用したブラシを含まない（71類）。

このグループには、次の物品を含む。

- (1) 歯ブラシ（義歯用ブラシを含む。）
 - (2) シェービングブラシ
 - (3) 化粧用ブラシ（例えば、ヘアブラシ、あごひげ用ブラシ、口ひげ用ブラシ、まつげ用ブラシ、つめ用ブラシ、毛染用ブラシ等）及び理髪師用のネックブラシ
 - (4) 一体として成形したゴム製又はプラスチック製のブラシで化粧用（手の洗浄用等）、便器掃除用等のもの
 - (5) 洋服ブラシ、帽子ブラシ、靴ブラシ及びくし掃除用ブラシ
 - (6) 家庭用ブラシ（例えば、洗濯ブラシ、皿洗い用ブラシ、たわし、洗面所用ブラシ、家具用ブラシ、ラジエーター用ブラシ及びパンくず掃除用ブラシ）
 - (7) 道路、床等の掃除用のほうき及びブラシ
 - (8) 自動車清掃用の紡織用纖維材料製の特殊なブラシ（洗浄剤を染み込ませてあるかないかを問わない。）
 - (9) 動物（馬、犬等）の手入れ用ブラシ
 - (10) 武器、自転車等の注油用ブラシ
 - (11) 蓄音機用レコードのブラシ（レコードを自動的に掃除するためにトーンアームに取り付け るものを含む。）
 - (12) タイプライターの活字又はタイプバーの掃除用ブラシ
 - (13) 点火プラグ、やすり、溶接部分等の掃除用ブラシ
 - (14) 樹木又は灌（かん）木からこけ又は古い樹皮を除去するためのブラシ
 - (15) ステンシル用ブラシ（インキ貯蔵器及びインキ流量制御器を有するか有しないかを問わな い。）
 - (16) 左官、塗装工、装飾工、指物師、芸術家等が使用する塗装用ブラシその他のブラシ（丸型 のもの又は平面のもの）。例えば、古くなった塗装物を洗い落とすためのブラシ、ジステンペ 一画用ブラシ、壁紙用ブラシ、ワニスの塗装用ブラシ等、油絵用又は水彩画用のブラシ、淡 彩画用ブラシ、陶磁器塗装用ブラシ、鍍金用ブラシ等及び事務用の小型ブラシ
- このグループには、また、次の物品を含む。
- (I) 線（通常、線をより合わせたストランド）に取り付けたブラシ（例えば、煙管用ブラシ、 瓶洗浄用ブラシ、円筒形のランプのガラス洗浄用ブラシ、管類洗浄用ブラシ等、喫煙パイプ 掃除用ブラシ、ライフル又はけん銃の手入れ用ブラシ及び楽器用の筒又は管のブラシ等）

(II) 機械の部分を構成するブラシ（例えば、道路掃除機用、紡績機械用、織機用、研削盤その他の加工機械用、縮充機用、製紙機用、時計製造若しくは宝石細工の旋盤用又は革、毛皮若しくは靴の製造工業に使用する機械用）

(III) 家庭用電気機器用ブラシ（例えば、床磨き機、床のワックスがけ機、真空掃除機等）

この項には、次の物品を含まない。

(a) ブラシ用の取付台及び柄（構成材料により該当する項に属する。）

(b) 紡織用纖維製のポリッシングディスク又はポリッシングパッド（59. 11）

(c) 針布（84. 48）

(d) 自動データ処理機械等のディスクドライブのクリーニング用のディスクケット（84. 73）

(e) 医療用又は獣医用に使用する特殊ブラシ（例えば、喉頭治療用ブラシ及び歯科用ドリルに取り付けるブラシ（90. 18））

(f) がん具の性格を有するブラシ（95. 03）

(g) 化粧用のパフ及びパッド（96. 16）

(C) 動力駆動式でない手動床掃除機（メカニカルフロアスイーパー）

これは簡単な製品で、通常、車輪の動きで作動する一以上の円筒形ブラシを内蔵した車輪付きのハウジングより成り、柄を持って手動で進むもので、特にじゅうたんの掃除に使用する。

この項には、電動機を取り付けたスイーパーを含まない（84. 79）。

(D) モップ及び羽毛ダスター

モップは紡織用纖維製のひも又は植物性纖維の束に柄を取り付けたものである。その他のモップには、柄に連結されたフレームその他のベースに取り付けられた紡織用纖維その他の材質でつくられたモップヘッドパッドから成るものもある。これらには、汚れ又は液だれの清掃、床掃除、皿洗い等に、乾いたまま又は湿らせて使用されるダストモップ、スプレーモップ及びスポンジモップが含まれる。

羽毛ダスターは羽毛の束を柄に取り付けたもので、家具、棚、商店の陳列窓等のちりを払うのに使用する。その他のタイプの羽毛ダスターには、「羽毛」の代わりに、羊毛、紡織用纖維等が柄に取り付けられているものがある。

この項は、単独で提示される、ハンドクロスとして使用するよう又はモップヘッドフレームその他のベースに取り付けるよう設計された紡織用纖維製のクリーニングクロスを含まない（第11部参照）。

(E) 結束し又は房状にした物品

この類の注3に基づき、このグループの物品は獣毛、植物性纖維、人造フィラメント等を結束し又は房状にしたもので、小分けすることなく取り付けてほうき又はブラシとするもの及びほうき又はブラシに取り付けるために先端のトリミングその他のさ細な加工のみを必要とするものに限る。

従って、この項には、ほうき又はブラシの製造用にしてない獣毛、植物性纖維その他の材料の

束（又は類似の形状で取引するもの）を含まない。この項には、また、ほうき又はブラシの製造用にしているが、ほうき又はブラシのヘッド等に取り付ける前に更に小さい房状に小分けする必要のある毛又は纖維の集合体を含まない。

このグループに属する結束し又は房状にした物品は、主としてシェービングブラシ、塗装用ブラシ及び絵筆として使用する。

固く束ねるために、纖維の房（又は結束物）は通常長さの四分の一位までワニスその他の塗布材料に浸す。強度を増すためにのこくずを加える場合もある。カラー（通常は金属製）に取り付けた房状にしたもの又は結束したものを含まない（上記グループ（B））。

柄に取り付けた後にその他の仕上げ工程（先端を丸めたり、必要とする柔軟性を与えるため纖維の先端を研磨する等）を行わねばならない結束し又は房状にしたものはこのグループに属する。

(F) ペイントパッド、ペイントローラー及びスクイージー
(ローラースクイージーを除く。)

ペイントローラーは、子羊の皮その他の材料を被覆したローラーを柄に取り付けたものである。

ペイントパッドは平らな表面（例えば、通常はプラスチック製の堅い背面に織物を張り付けたもの）から成り、柄がついていてもよい。

スクイージーは、一般に、プラスチック、ゴム又はフェルトのストリップを木、金属等の2枚のブレードの間に又は木、金属等の台に取り付けたもので、湿った表面用のほうきとして使用する。

ただし、このグループには一以上のローラーを柄に取り付けた写真用のローラースクイージーを含まない（90.10）。

96.04 手ふるい

「手ふるい」とは、強い金網その他の網材料（各種の大きさの網目）を長方形又は円形の枠（通常、木製又は金属製）に取り付けた製品をいい、粒子の大きさによって固形物質を分離するのに使用する。

通常網に使用する材料は、馬毛、人造纖維の単纖維、絹糸、紡績したガット及び線（鋼線、鉄線、黄銅線等）である。

この項には、次の物品を含む。

灰用、砂用、種用、庭園の土壤用等の手ふるい、ふるい絹製のふるい（例えば、粉用）、家庭用ふるい（例えば、粉用）、実験室用ふるい（セメント、成形用砂、肥料、木粉等の粒度の試験用のもので、網目の異なる一連のものを結合して一つの組みにすることができるものを含む。）及び貴石又は半貴石（例えば、ダイヤモンド）の選別用の精密ふるい

この項には、次の物品を含まない。

(a) 固定した物品の性格を有するふるい（例えば、土又は砂利をふるい分けるために地面に据

え付けたふるい。通常、73.26)

- (b) 簡単なろ過器（例えば、チーズ用）（穴をあけた金属板を底部に有する容器から成るもの）、ろ過器付き漏斗、牛乳ろ過器及びペイント、白色塗料、殺菌溶液等のろ過器（通常、73類）
- (c) 機器（例えば、製粉工業用、農業用、石、鉱石等の選別用）に取り付けるように設計したふるい。これらは、16部の注2に基づき、機械類等の部分品として、これらを専ら又は主として使用するために設計した機械と同じ項に属する（例えば、84.37又は84.74）。

96.05 トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）

この項には、個々にはこの表の異なる項に属する物品又は同じ項の異なる物品から構成されるある種のトラベルセットを含む。

この項には、次の物品を含む。

- (i) 化粧用セット：革製、織物製又はプラスチック製等のケースに、例えば、成形したプラスチック製の箱、ブラシ、くし、はさみ、毛抜き、つめやすり、鏡、かみそりホルダー及びマニキュア用品を入れて提示される。
- (ii) 裁縫用具：革製、織物製又はプラスチック製等のケースに、例えば、はさみ、巻尺、糸通し器、縫針及び縫糸、安全ピン、指ぬき、ボタン及びプレススタッドを入れて提示される。
- (iii) 靴磨き用具：革製、織物製、プラスチック製又はプラスチックを被覆したボール紙製等のケースに、例えば、ブラシ、缶入り又はチューブ入りの靴墨及び織物製磨き布を入れて提示される。

この項には、マニキュアセットを含まない（82.14）。

この項には、また航空会社により乗客（飛行中又は仕向地で、手荷物を利用できない場合）に配布される織物製の袋（上記（i）から（iii）までの物品、化粧品、香水類又は化粧用の物品及びセルロースウォッディング製のハンカチの他にパジャマ、Tシャツ、ズボン及びショーツ等の繊維製品を入れたもの）を含まない。これらのセットの各物品は、それぞれ該当する各項に属する。

96.06 ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク

9606.10—プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品

—ボタン

9606.21—プラスチック製のもので紡織用纖維を被覆していないもの

9606.22—卑金属製のもので紡織用纖維を被覆していないもの

9606.29—その他のもの

9606.30—ボタンの部分品（ボタンモールドを含む。）及びボタンのブランク

この項には、衣類、家庭用リネン等を留め又は装飾するために使用するボタン、飾りボタンその他これらに類する物品を含む。これらの物品は、各種の材料で作られているが、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属をさ細な部分にのみ使用してある場合に限り、この項に属する。それ以外の場合は 71 類に属する。

ボタン、飾りボタン等の製造に使用する主要な材料は、卑金属、木、コロゾ、ドーム、骨、角、プラスチック、陶磁器、ガラス、エボナイト、圧縮板紙、革、コンポジションレザー、アイボリー、かめの甲及び真珠光沢を有する貝殻である。これらの材料を組み合わせる場合もあり、また、紡織用纖維を被覆することもある。

この項には、次の物品を含む。

- (A) 穴あきボタン及びシャンクボタン：これらは、その使用される目的（下着、上着、靴等）によって種々のサイズ及び形状のものがある。

球形ボタンは、糸を通すための穴が中心部にあけられてないことによってビーズとは区別される。

ある種のシャンクボタンにおいては、その脚部が当該ボタンを衣服に縫い付けることなしに留めることができるばね式のちょうどがいの形をしている。その他の種類（例えば、“bachelor buttons”）はスナップ機構により衣服に固着される。

- (B) プレスファスナー、スナップファスナー及びプレスマッド：これらは二以上の部分から成り、スナップ機構により作用する。このようなファスナー及びスタッドは、衣服等に縫い付けるように作ることもあり、リベットによって取り付ける（例えば、手袋用のプレスマッド）こともある。

プレスマッド及びこれに類するものは、それらの分離した部分が細いテープの帶の上に取り付けてある場合にもこの項に属する。

この項には、また、次の物品を含む。

- (1) ボタンモールド：これは、ある種のボタンの内部の部分又はボディーであり、紡織用纖維材料、紙、革等で被覆されるように作ってある。これはボタン製造用に設計したことが明らかに認められる場合に限り、この項に属する。ボタンモールドの成形品は、木、イリス根等で作るものがあるが、通常のものは二つの金属部分から成り、一つの部分は紡織用纖維等を被覆しており、他の部分は前者にはめ込まれてその紡織用纖維を保持するものである。

- (2) ボタンのその他の部分品等及び部分品として認められるもの（例えば、シャンク、ベース及びヘッド）

- (3) ボタンのブランク：これには、次の物品を含む。

- (i) 型から得られる成形したブランクで未だボタンとして使用することができないもの。

これらは、通常、縁どり、穴あけ及び研磨が必要であるが、ボタン製造用として使用するものであることを容易に識別できるものである。

- (ii) トップ及びベースの二つの部分から成り、一方を他方にはめ込むように作った金属製の型抜きブランク

- (iii) 真珠光沢を有する貝殻製、コロゾ製、木製等のブランクで、ボタン製造用のものである

ことが明らかに認められるように加工したもの（例えば、一面又は両面を円形、中空その他の形状にして、縁どりし、研磨し又は穴あけしたもの）。他方、単にひき、切断し又は磨いただけで更に加工していない円盤状のものは、ボタンのプランクとはみなさず、構成する材料により該当する項に属する。

この項には、カフスボタンを含まない（71.13 又は 71.17）。

96.07 スライドファスナー及びその部分品

ースライドファスナー

9607.11—卑金属製の務歯を取り付けたもの

9607.19—その他のもの

9607.20—部分品

この項には、次の物品を含む。

(1) 各種のサイズ及び用途のスライドファスナー（衣服用、履物用、旅行用具用等）

多くのスライドファスナーは紡織用纖維材料の二つの細いストリップから成り、各ストリップの一端に務歯（金属製、プラスチック製等）を取り付けてあり、スライダー又はランナーにより組み合わせるようになっている。他の種類のスライドファスナーは、プラスチックの二つのストリップから成り、それぞれ特殊な形の縁を有し、スライダーの作用でお互いに組み合わさるように設計してある。

(2) スライドファスナーの部分品（例えば、務歯、スライダー、ランナー、留具及び務歯付きの各種の長さの細いストリップ）

96.08 ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第 96.09 項の物品を除く。）

9608.10—ボールペン

9608.20—フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー

9608.30—万年筆その他のペン

9608.40—シャープペンシル

9608.50—第 9608.10 号から第 9608.40 号までの二以上の号の物品をセットにしたもの

9608.60—ボールペン用中しん（ポイント及びインク貯蔵部から成るものに限る。）

—その他のもの

9608.91—ペン先及びニブポイント

9608.99—その他のもの

この項には、次の物品を含む。

- (1) ボールペン：これは通常ボールで止めたインクの管を封入した軸から成る。
- (2) フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー（万年筆型のものを含む。）
- (3) 万年筆、鉄筆型万年筆その他のペン（ポンプ式、カートリッジ式、プランジャー式、真空式等）：ペン先又はニブポイントを有するか有しないかを問わない。
- (4) 鉄筆
- (5) シャープペンシル（单しん型又は多しん型のもの。通常内部に入れてある予備のしんを含む。）
- (6) ペン軸：一体になっているかいないか及びペン先又はキャップを有するか有しないかを問わない。
- (7) ペンシルホルダーその他これに類するホルダー（例えば、クレヨンホルダー及び図画用木炭のホルダー）

部 分 品

この項には、また、この表の他の項に属しないもので、部分品と認められる物品を含む。例えば、次のような物品がある。

各種の型式のペン先（粗く形に切断した未完成のペン先を含む。）、クリップ、ボールペン用の中しんでボールポイント及びインキ貯槽を有するもの、ボールペン用のホルダー、マーキングスティログラフ用のフェルト、インキ流量調整器、この項のペン用又はシャープペンシル用の軸、繰出し機構、ゴム製その他の材料製のインキ袋、ポイントの保護具、交換式の取換え用のペン先ユニット（ペン先、フィード及びカラーから構成される。）及びニブポイント（白金合金又はある種のタンクステン合金から作った小球であり、ペン先の急速な摩耗を防ぐために先端につけられる。）

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 万年筆用のインキ入りカートリッジ（32. 15）
- (b) ボールペン用又はペンシル用の鋼球（73. 26 又は 84. 82）
- (c) 製図用のからす口（90. 17）
- (d) 鉛筆のしん（96. 09）

96.09 鉛筆（第 96.08 項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆の芯、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク

9609. 10—鉛筆及びクレヨン（さやの中に芯を入れたものに限る。）

9609. 20—鉛筆の芯（色を問わない。）

9609. 90—その他のもの

この項の物品には二つの型式のものがある。

(A) 被覆物を有しないもの及び単に紙製の保護用帯により被覆されたもの（例えば、チョーク、図画用木炭、鉛筆用のしん、ある種のクレヨン、パステル及び石筆）

(B) 木、プラスチック又はある場合においては紙の層から成る硬いさやの中にしんを入れた鉛筆及びクレヨン

鉛筆用のしん、チョーク、パステル、クレヨン等の成分は、それぞれ使用する用途によって異なる。

この項には、次の物品を含む。

(1) 天然スレート製又は凝結スレート製の石筆

(2) 棒状の天然チョーク（のこぎりでひき又は切って作ったもの）

(3) 調製チョーク：通常、硫酸カルシウム又は硫酸カルシウムと炭酸カルシウムとをもととして作るが、着色料を混合する場合がある。

(4) 図画用木炭：通常、にしきぎを焼いて作る。

(5) クレヨン及びパステル：通常、チョーク又は粘土、着色料、セラック又はろう、酒精及びテレビン油の混合物から作られる。

(6) 鉛筆及びクレヨン：さやの中に芯を入れたもの

(7) 鉛筆のしん（例えば、黒鉛及び粘土の混合物から作った黒色のしん、金属の酸化物その他の鉱物性顔料と粘土、チョーク又はろうとを混合したものから成る着色したしん、アニリン又はフクシンのような染料で着色した粘土から成る消すことのできないしん又は複写用のしん）

(8) リソクレヨン：ランプブラック、ろう、石けん及び獸脂をもととするもの

(9) セラミッククレヨン：ガラス化できる着色料、脂肪、ココアバター、ろう等をもととするもの

この項には、消しゴムその他の取付具を付けた鉛筆を含む。

この項には、また、テーラースチョーク（ステアタイト製のもの）を含む。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 粗の状態の白亜（chalk）(25.09)

(b) 医薬用のペンシル（例えば、抗偏頭痛用）(30.04)

(c) 化粧用ペンシル（例えば、眉墨及び止血ペンシル）(33.04 又は 33.07)

(d) ビリヤードチョーク (95.04)

96.10 石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）

この項には、石筆、チョーク又はマーカー（その先端がフェルト製又はファイバー製のもの）により文字又は図画を書くために使用するように明らかに作った石盤、黒板その他これらに類する板（例えば、学童用の石盤、黒板及びある種の掲示板）を含む。

これらの製品は、スレート（凝結スレートを含む。）製の板、粉末スレートの調製品若しくはその上に書くのに適した何らかのその他の塗装剤を片面又は両面に塗布した各種の材料（木、板紙、紡織用纖維材料、石綿セメント等）製の板又はプラスチック製の板から作る（枠を有するか有しないかを問わない。）。

石盤、黒板その他これらに類する板には、消えないマーク（線、ます目、商品リスト等）を書き付けてあるもの又は計算枠を取り付けてあるものがある。

この項には、筆記用又は図画用のスレートで直ちに使用することができないものを含まない（25.14 又は 68.03）。

96.11 日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット

この項には、日付印、封かん用の印その他これらに類するスタンプ及びコンポジションスティックを含む（ただし、手動式のものに限る。）（日付印、封かん用の印その他これらに類するスタンプで、テーブル、机等に固定するための台を有するもの又は台の上で作動するように設計したものは除外される（84.72 項の解説参照））。

これらの物品には、次のものを含む。

- (1) 封ろうとともに使用する封印（デザイン又は柄を有するか有しないかを問わない。）
- (2) 各種のスタンプ（プリンティングバンド又は自動インキ供給器を有するか有しないかを問わない。）：例えば、日付印、multiformula stamp、荷札用スタンプ、チケット用スタンプ、ナンバリングスタンプ（自動交換式であるかいかを問わない。）、ローラースタンプ及びポケットスタンプ（通常、保護ケースに収納したスタンプ及びインキパッドから成る。）
- (3) 交換式の文字又は記号をはめ込んで使用するコンポジションスティック及びセッティングスティック：ある種のスティックには、取り替えることができない文字又は模様がある（例えば、郵便局用のコンポジションスティック及びセッティングスティックで、日付のみを変更するもの）。
- (4) 小型の手動式印刷セット（がん具のものを除く。）で、手動式のコンポジションスティック及びセッティングスティック、交換式の文字又は記号、ピンセット及びインキパッドを箱に収納したもの
- (5) チケットに型押しする手動式装置：日付その他の文字又は記号を組み込んだもので、穴あけ器を結合してあるものもある。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 鉛封用プライヤー及び動物刻印用プライヤー（82.03）
- (b) 焼きごて及び打刻ポンチ（82.05）
- (c) 取り付けてない文字、数字その他の記号で印刷機に使用する種類のもの（84.42）。その他

の種類の取り付けてない文字及び記号は構成する材料により該当する項に属する。

- (d) ドライレリーフ印刷用の型押し盤と結合した手動式スタンプ (84. 72)
- (e) 時刻を記録するための時計用ムーブメントを有する機器 (例えば、手紙の受付用のもの)
(91. 06)

96.12 タイプライターリボンその他これに類するリボン(インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかなか又はカートリッジに入れてあるかないと問わない。) 及びインキパッド (インキを付けてあるかなか又は箱に入れてあるかないと問わない。)

9612. 10—リボン

9612. 20—インキパッド

この項には、次の物品を含む。

- (1) リボン (スプールに巻いてあるかなか又はカートリッジに入れてあるかないと問わない。) でタイプライター、計算機又はリボンを使用して印刷する装置を備えているその他の機械 (自動ばかり、作表機、テレプリンター等) に使用するもの

この項にはまた、自記気圧計、自記温度計等において記録計の指針の動きを印刷して記録するために使用するインキ等をつけたリボン (通常、金属製の留め具を有する。) を含む。

これらのリボンは、通常、紡織用纖維の織物製であるが、時にはプラスチック製のもの及び紙製のものもある。この項に属するためには、これらの物品は印刷することができる状態にインキをつけてあるか又はその他の調製をしていなければならない (例えば、着色料、インキ等を紡織用纖維製のリボンに染み込ませ又はプラスチックのストリップ若しくは紙に塗布してあるもの)。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ロール状のカーボン紙その他の複写紙のストリップ及びリボンで、タイプライター等での使用に適さず、かつ、会計機、金銭登録機等において複写用に使用するもの。

このストリップは、通常、タイプライターリボンより幅広 (通常、3センチメートル以上) で、48類に属する。

- (b) 印刷することができるようインキをつけ、染み込ませ又は塗布すること等によって調製したものでないリボン (これらは構成する材料により 39類、11部等に属する。)

- (c) 空のスプール (構成する材料により該当する項に属する。)

- (2) 日付印等のインキパッド (インキをつけてあるかないと問わない。)

これらは、通常、フェルト、織物その他の吸着材料を木製、金属製又はプラスチック製の支持台 (箱の形状のものが多い。) に取り付けたものである。

手動式インキローラーは、この項から除外され、構成する材料により該当する項に属する。

96.13 たばこ用ライターその他のライター(機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。) 及びその部分品 (着火石及びしんを除く。)

9613.10—携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。）

9613.20—携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。）

9613.80—その他のライター

9613.90—部分品

この項には、次の物品を含む。

(1) 機械式ライター

これは通常、縁に刻み目を付けたホイールが着火石（通常、フェロセリウム合金）に接触して回転することにより点火する。

(2) 電気式ライター

送配電系統又は電池からの電流により点火する。また、ある型式のものにおいては、電気抵抗器により熱を生じさせる。

(3) ケミカルライター

これは、触媒（通常、海綿状の白金）がガスとの触媒作用により白熱する。

(4) 非機械式ライター

ある種のものは燃料貯槽を有する容器と鋼片を取り付けた取外し可能な小さい金属棒（擊鉄）から成る。容器の外側に固定した着火石と鋼片を打ち合うと火花を発し、擊鉄の鋼片付近の可燃性物質に点火する。

この項に属するライターには、ポケット型のもの、卓上型のもの、壁に取り付けて使用するもの、ガストーブに備え付けて使用するもの等がある。この項には、また、自動車用その他の車両用のライターを含む。

他の物品（例えば、シガレットケース、おしゃれ入れ、デジタル時計及び電子式計算機）と結合しているライターは、通則の規定に基づきその所属を決定する。

この項には、また、ライターの部分品と認められるもの（例えば、外側のケーシング、縁に刻み目を付けたホイール及び空又は充てんした燃料貯槽）を含む。

この項には、36.03項のイグナイター、着火石（36.06）、しん（59.08又は70.19）及びシガレットライターその他これに類するライターの充てん又は再充てんに使用する種類の容器（アンプル、びん、かん筆）入り燃料（通常、（36.06））を含まない。

96.14 噫煙用パイプ(パイプボールを含む。)、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれら部分品

この項には、次の物品を含む。

(1) 各種の喫煙用パイプ（カルメット、チボーク、トルコパイプ、水ぎせる等を含む。）

(2) パイプボール

(3) シガーホルダー及びシガレットホルダー

(4) 木又はブライアーハーの根の塊で、パイプ製造用に粗く成形したもの

これらの製品（又は軸、吸口その他の部分品）の製造に通常使用する材料は、テラコッタその他の陶磁器、木（つげ、桜等）、ブライアーハーの根、こはく、海泡石、コーパル、アイボリー、真珠光沢を有する貝殻、エボナイト、ステアタイト及び粘土である。

この項には、また、次のような部分品を含む。パイプ用の軸及び吸口、パイプのふた、吸収式のパイプボール、内張り、内部の部分品（ろ過用カートリッジを含む。）等。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 附属品（例えば、パイプスクレーバー及びパイプクリーナー）：それぞれ該当する項に属する。

(b) 電子たばこ及びこれに類する個人用の電気的な氣化用器具（喫煙用パイプ又は水パイプの形状であるかないかを問わない。）（85.43 参照）

96.15 くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第85.16項の物品を除く。）及びこれらの部分品

—くし、ヘアスライドその他これらに類する物品

9615.11——硬質ゴム製又はプラスチック製のもの

9615.19——その他のもの

9615.90——その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(1) 各種の化粧用くし（動物用のくしを含む。）

(2) 各種の調髪用くし（身辺装飾用又は整髪用のもの）

(3) ヘアスライドその他これに類する物品（整髪用又は装飾用のもの）

これらの製品は、通常、プラスチック、アイボリー、骨、角、かめの甲、金属等から作る。

(4) ヘアピン

(5) カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（紡織用纖維、ゴムその他の材料を被覆し又はこれらを取り付けてあるかないかを問わないものとし、85.16項の物品を除く。）

これらの物品は、通常、卑金属又はプラスチックから作る。

貴金属若しくは貴金属を張った金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石をさ細とは認められない程度に使用したものは71類に属する。

この項には、紡織用纖維製のヘッドバンドを含まない（第11部）。

96.16 香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド

9616.10—香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部

9616.20—化粧用のパフ及びパッド

この項には、次の物品を含む。

(1) 香水用噴霧器、ブリリアンティン用噴霧器その他これらに類する化粧用噴霧器：卓上用のものであるか携帯用のものであるかを問わず、また、個人用のものであるか職業用のものであるかを問わない。

これらは、通常、ガラス、プラスチック、金属その他の材料製の瓶状の貯槽から成り、これに取付具を装着する。取付具は噴霧機構を有する頭部及び空気圧バルブ（紡織用纖維製の網で包んである場合がある。）又はピストン装置から成る。

(2) 化粧用噴霧器の取付具

(3) 化粧用噴霧器の頭部

(4) 各種化粧用（おしろい、ほおべに、タルカムパウダー等）のパフ及びパッド：これらは、各種材料（白鳥又はけわたかもの羽毛、皮、獸毛、パイロ織物、フォームラバー等）から作られ、アイボリー製、かめの甲製、骨製、プラスチック製、卑金属製、貴金属製又は貴金属を張った金属製の柄若しくはトリミングを有するか有しないかを問わず、この項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 単独で提示する香水噴霧器用の容器（瓶等）（構成する材料により該当する項に属する。）

(b) ゴム製のバルブ（40.14）

(c) 84.24項の散布用又は噴霧用の機器

(d) 84.76項の香水噴霧機

96.17 魔法瓶その他の真空容器及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）

この項には、次の物品を含む。

(1) 魔法瓶その他これに類する真空容器（完成品に限る。）：このグループには、液体、食物その他の物品を一定の温度で相当な時間保存することができるよう設計した真空式のジャー、瓶等を含む。これらの製品は、一般にガラス製の二重壁の内部容器（その壁の間は真空になっている。）とその保護用の外部ケース（金属、プラスチックその他の材料から作ってあり、紙、革、レザーコロス等を被覆してあることもある。）とから成る。真空容器と外部ケースとの間にはグラスファイバー、コルク又はフェルトの断熱材を詰めてあることもある。この項には、保護用の外部ケースを有しない、ステンレス鋼製の二重壁の真空断熱魔法瓶で、保温性を有するものを含む。魔法瓶の場合、蓋はカップとして使用することもできる。

(2) 外部ケース、ふた及びカップ：金属、プラスチック等から作り、魔法瓶その他の真空容器

に使用するもの

この項には、単独のガラス製の内部容器を含まない（70. 20）。

96. 18 マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウィンドー用の展示用品で作動するもの

この項には、次の物品を含む。

(1) マネキン人形及び洋裁師用の人形

これらは衣類の製作において、正確な縫製をするために使用する人体の模型である。通常、人体の胴体のみから成る。これらは、通常、混凝紙、スター、プラスチック等により成形するが、あるものはとう、あし、柳等のある種の組物材料から作る。その成形品は、通常、紡織用纖維材料を被覆してあり、通常、床面からの人形の高さを変えることができるよう舞台に取り付けてある。

(2) その他の人体像及びこれに類する物品

これらは、人体又はその一部（例えは、頭、胴、脚、腕及び手）を模したもので、衣類、帽子、靴下、手袋等の製品を陳列するのに使用する。これらの物品は上記（1）に掲げた材料から作る。完全な人体を示す物品の場合には、通常、手足は関節で接合しており、いろいろの姿勢をとることができる。また、これらの物品は、美術家用又は彫刻家用のモデル、医学生の包帯、副木等の装着訓練用のモデルとして使用する。

このグループには、シルエット状又は輪郭状のものを含まない。これらは時には展示用品として使用することもあるが、方向指示用として使用することが多い。これらの物品は、通常、木、板紙又は金属から作り、構成する材料により該当する項に属する。

(3) 自動人形その他ショーウィンドー用の展示用品で作動するもの

これらには、人間又は動物の形をした作動する物品から商品の陳列用又は宣伝用に使用するその他多くの自動装置まで含む。これらの材料は各種のものがあり、また、通常は電気的又は機械的方法により作動する。これらの物品は、しばしばそれ自身珍しいものであるが、主として商品の陳列又は店頭に陳列する特定物品に注意を引き付けるための新奇な方法として使用するものである。これらの物品は、商品の性質に従い又は宣伝するのに役立つように各種の形状に設計される。また、これらは展示物に人を引き付ける手段であるばかりでなく、また、ある場合においては陳列してある商品の性質、作動方法等を適當な運動によって説明するのに役立つ。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 90. 23 項の専ら実物説明用に設計した機器及び模型
- (b) 人形及びがん具（95 類）

96.19 生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）

この項には、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（吸水性を有する母乳パッド（nursing pads）、成人の失禁者用のおむつ及びおむつ中敷きを含む。）を含む（材料を問わない。）。

一般にこの項の物品は、使い捨てである。これらの物品の多くは、（a）使用者の肌から液体を逃がすことにより摩擦を抑えるための内側の層（例えば、不織布製）、（b）その物品が処分されるまで液体を吸収して貯めておくための吸収性の芯、及び（c）その吸収性の芯から液体が漏れ出すのを防ぐための外側の層（例えば、プラスチック製）から成る。この項の物品は、通常、身体にぴったりと合うように成形されている。この項には、また、紡織用纖維のみから作られた類似の従来の物品（通常、洗濯して繰り返し使用される。）を含む。

ただし、この項には、使い捨ての外科用ドレープ及び病院のベッド、手術台又は車いす用の吸収性パッド並びに吸収性を有しない母乳パッド（nursing pads）その他の吸収性を有しない物品を含まない（一般に、構成する材料により該当する項に属する。）。

96.20 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品

この項には、無作為の動き（random movement）を抑えるため、カメラ、ビデオカメラ、精密機械等の支持具として使用される一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品を含む。これらは伸縮可能で、通常持ち運びでき、支持する機器を容易に着脱するためのクイックリリース装置及び雲台を備えるものもある。これらは、各種材料（例えば、木、アルミニウム、炭素又はこれらを組み合わせたもの）から作られる。

一脚は、一本脚の支持具で「ユニポッド」とも呼ばれる。二脚は、二つの運動軸に沿って安定性を与える二本脚の支持具である。三脚は、三本脚で支持する機器を安定して保持することができる。

この項において、「これらに類する物品」とは、4本以上の脚を持ち、一脚、二脚、三脚と同様に、無作為の動きを抑える機能を持つものをいう。自撮り棒（「セルフィーポッド」、「セルフィースティック」としても知られる。）は、地面に接地させず、手に持つて使用するように設計されたもので、スマートフォン、写真機、デジタルカメラ又はビデオカメラレコーダーを棒の先端の調節可能なホルダーに取り付けることで自画像（「セルфиー」（selfie））を撮影するためのものである。自撮り棒は、撮影のための有線又は無線の遠隔操作機構を備えているかいないかを問わず、この項に含まれる。

この項には、次の物品を含まない。

（a）マイクロホン用のスタンド（85.18）

- (b) 楽器（例えば、サイドドラム及びサクソフォン）を支える支持台（92.09）
- (c) 93 類の物品とともに使用するように特に設計された一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品